

第3回倉吉市下水道使用料審議会会議録概要

1 日 時 平成30年12月27日(木) 午後1時30分～3時15分

2 場 所 倉吉市役所 第2会議室

3 出席者

委員10名

齋木会長、福田副会長、宍戸委員、河野委員、柴田委員、福井委員

山田委員、植木委員、戸苅委員、平林委員

事務局4名

徳丸建設部長、坂本下水道課長、岩垣課長補佐、小木主幹

(傍聴 水道局3名)

会議の経過

1 開会

会長 ただ今から第3回の倉吉市下水道使用料審議会を開催させていただきます。なお、本審議会は、条例第5条第2項により委員の過半数の出席が義務づけられています。本日は委員11名のうち10名ご出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

2 報告事項

会長 さっそくお手もとのレジユメに従いまして、報告事項に入ります。1番、前回の審議会の議事録について、事務局より説明をお願いします。

課長 第2回の会議録については、事前にお送りさせていただいております。内容について修正等ございましたら、ご指摘いただきたいと思いますのですが、何かございましたでしょうか。

会長 皆様お読みになられて何か違うとか、こうではなかったとかございましたらご指摘いただければと思います。会議中でも会議の後でも気づかれた点がございましたら、事務局の方へお知らせください。

3 審議

(1) 前回審議会でのご質問等について

会長 つづきまして3番審議に移らせていただきます。

1番、前回審議会でのご質問等について、事務局より説明をお願いします。

課長 (資料に沿って説明)

会長 質問の1は、委員さんだったですかね。

委員 はい、わかりました。検針表と早見表と金額が違ったので、わからなかったのですが、市役所は団体料金だということを聞いて納得しました。

会長 2番は委員でしたか？

委員 はい。率で言うとかかなりの（収納）率なのですが、金額でいうとやはりこうなってしまうのかな、と。

会長 収納率は、先回の事務局の説明とほぼ一緒ですね。約99%というお話でしたから。

委員 滞納されている方は、水道は止まりますが、下水は構造的に止められないですよ。基本そのままですか？

課長 初期対応としては、水道と連携をしており、4ヶ月溜まると給水停止を実施します。下水は止めませんが、その際に支払の方はお願いしています。

委員 水道だけ払って、下水は払わない人もいるのですか。

課長 実際ありますけれども、時効が水道ですと2年、下水は税と同じで5年となっています。水道と連携をとりながらも、下水だけが残ってしまうケースもあります。徴収員も一名雇用しており、個別に対応している状況です。

（2）下水道使用料単価の改定案について

会長 続きまして、2番の下水道使用料の改定案について、これにつきましては、先回の第2回審議会でご意見を頂戴したなかで、経費回収率は95%、平均改定率は8.2%でもう一度試算を作ってもらおうということになりました。先回の2案に加え、新しい案が2つ、計4つの案が出ていますが、これについて事務局の方からご説明いただきたいと思います。

課長 （資料に沿って説明）

会長 ただいま4つの案が示されたわけですが、本日はこの4つに絞りまして、皆様からのご質問、ご意見を頂戴したいと思います。まず質問につきまして受付させていただきます。

委員 はじめに説明があったと思いますが、10 m³から20 m³の使用、その辺はどういう割合でしたでしょうか。

会長 件数の割合ですよ、約15000件に対して10 m³までが34.8%。20 m³までが34.1%、50 m³までが27.7%。足すと96.6%です。調定件数が約15600件でしたかね。一番最後のグラフ（11ページ）ですが、これは消費税が10%になった時の数字ですね？他の町村で、現在改定の動きがある所はありますか。

課長 鳥取市が先日審議会を開かれていたようですが、現行で据え置くようです。他にも（改定の）考えを持っておられるところもあるようですが、具体的な動きはないようです。消費税分は上がると思いますが。

委員 比較では消費税はあがっていない？

事務局 グラフは他の市町村も消費税10%で計算してあります。

会長 条件は一緒ですね。今のところ他の市町村は改定の動きはないようですね。

委員 鳥取市は上げたばかりではないですか？

課長 何年か前に上げておられると思います。

会長 もうひとつ、現在下水道の改定を審議していますが、上水道を上げるといった動きは今のところどうでしょうか。

水道局 上水と下水は、一緒に請求はさせていただいていますが、会計は全く別です。下水道（の使用料）が上がるので、上水道（の料金）を上げてほしくないということもあると思いますが、そういうことができるかどうかは、また別の話です。今のところ水道局としましては、いつ上げるのかは明言できない状況です。

会長 この前、財政計画を聞いたけど、上水道はまだ儲かっているんですね。今のところ、繰入はないでしょう。

事務局 繰入はないです。

委員 関連して、一般財源の繰入が他の町村ほどの程度繰入しているのか、していないのか、前回ありましたでしょうか。

会長 この前の資料を見ますと、29年度、30年度以降の平均では1億余り足りないと。95%の回収率だと使用料が6467万円増え、それが入れれば不足額は4460万円。それについては、企業努力で吸収してもらおうという話をこの前しました。下水道が企業会計になり、（上下水道の統合で）事務処理が一体化することによって、合理化効果も出るのではないかということで、5%は市役所の方で頑張ってもらっていて、4400万円を補填しないで95%回収率、6460万円の増収で今回は、という話を進めたところです。

委員 他のところ（市町村）の繰入ほどの程度ですか。他のところは健全財政で一般からの繰入は無いですか？

事務局 他の市町村もだいたい似たような状況で赤字でしておられると思います。

委員 一般財源繰入を全く無しでやっている下水道会計をあまり聞いたことがないです。

 水質部分とか下水道使用者以外の受益がある部分に関しては、公費で負担すべき部分もあるのではないかと思うのですが、それにしても皆さん苦しいですよ、処理場の処理、管路にしても、人口減少してくると、水量が減ったからといって処理費も比例して減ってくるわけではないので。その辺は苦しい部分ではあるかなと。

会長 それでは、4案についてみなさんからご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 下水道審議会で答申を出して、（条例を）議会にかけて、前回も同じような形での値上げ幅で答申されたと思いますが、議会でそのまま通るのか、減額ということもあり得るのですか。

課長 先回平成19年の時は審議会のスケジュールの関係で、3月議会での提案が遅れたこともあり、また説明が不十分だった面があったようで、常任委員会の方では否決されましたが、最終日の採決のところでは可決、承認をいただいたところです。

会長 前は、関金と合併してから初めての改定だったようですね。

課長 合併協議会で、下水道については、3年目処に料金を統一するという方向性で合併しましたが、公共下水と集落排水でそれぞれ単価が違っていましたので、それを19年の時に統一しました。

会長 どの委員さんでしたか、この前の2案については、(従量使用料部分の) 上げ幅は一律だったわけですが、①-3、②-2の従量制の上げ幅を変えた方がいいと。今回別の案が出てきたわけですが。

委員 ①-4と②-3で、ミドルレンジを上げているのは、どういう意図があるのですか。

事務局 1000 m³など多いところについて、単価があまり上がりすぎないようにしてあります。11 m³から50 m³までは、他の市町と比較して、単価はすでに高いのでその分は抑えてあります。

委員 ベースの①-3と②-2において、他となるべく乖離が生じないようにしたのが①-4と②-3ですか。

会長 前回(の改定時)までは、一律ではなく、段階的(ランク別)に従量(料金)を引き上げていたのが、前回(審議会)の案では一律になってしまった。一律ではなく段階的な案もあってはどうかということで、(追加)2案が出てきたわけです。

委員 ①-3と①-4と(50 m³までの従量料金の)値上げ幅が8円、②(②-2と②-3)の案が50 m³まで(の従量料金の上げ幅)が4円。10ページの増加率をみると、額は倍になっているのに、20 m³は②案(②-2と②-3)では12.3%で、①案(①-3と①-4)の方は11.6%になっていますが。

会長 基本料金の(上げ幅の)200円と260円の60円部分はその差になります。基本料金部分の低い方が増加率が落ちます。

委員 10ページの差額一覧がありますけれども、年間差額のところで言いますと、①-3か①-4、あるいは②-2と②-3のところ、50 m³未満と50 m³以上のところで境目がある、①案だとある程度少ない使用量の世帯の上げ幅が抑えられる、という感じで考えたらいいですよね？

会長 それでいいのでしょうか？

委員 基本的には、まず①をとるか②をとるかというところで議論したらどうでしょう。

会長 基本料金の件数は、全部の件数に対して35%近く占めています。20 m³までも34%占めていますから、大部分の人が20 m³までの人が69%くらいになります。その意味で言うと①案の方が負担感は少なくなります。

委員 そうですね。

委員 水をたくさん使用される方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。ずいぶん違うところはそこだと思っんですね。

委員 5000 m³以上は倉吉市で2件ほど、ということでしたね？

課長 はい、企業ですと平成29年の平均ですが、5000 m³以上使っておられる企業は2か所。3000 m³クラスで3か所、2000 m³が2か所です。

委員 年額で10万円違うとずいぶん違うのではないかと思います。(5000 m³のランクで見ると)40万円も違ってきます、年間の差額でね。

会長 その辺をみてバランスを取りながら、率には抑えてあると。そういう意味では①-3の案より、①-4の案の方がバランスがとれていると私は思います。一人あたりの汚水量の目安2人で15.8 m³、3人で23.7 m³とありますが、3人までの家庭はほぼ20 m³以内に収まると。私の考えで言うと、一律のべたばりより、従量によって金額に差をつけた方が、より妥当ではないかと思います。負担感を考えると。

今までの話し合いでは、上がるのは仕方がないという認識では一致していません。だから初回は(改定率が)13.9%だとか11.0%の数字が出たので、下げるべきではないかと意見が出て、一番下の8.2%(の改定率)でもう一度計算してもらったわけですね。第2回の審議会で平均改定率8.2%、回収率95%で全員で了解しましたので、本日はこの範囲で議論を進めさせていただいております。

委員 さきほど、大口の企業の負担が増えないようにとありますし、かといって小口の方にあまりあげるのも、ですが、バランスをとって①-4案が良いのかなという気がします。

会長 (基本料金が)1300円、従量制は段階的にいくと。

委員 そうですね。

副会長 大半の世帯は人数でいくと50 m³以下ですね？やはりその辺りがいいかと。

会長 増加率の流れからいっても、増加額からいっても。

委員 ①-4だと基本的には1000 m³以上のところは減らして、50~250 m³のところを受け持たせる形かと思いますが、50~250 m³はどんなところですか、小規模の工場とかそういったところ？一般家庭ではないと思うのですが。

課長 学校ですとか介護関係、医療機関です。

委員 イメージはわかりました。

委員 どちらに負担していただくかというところですね。

会長 委員、前回(基本料金の)1300円と1360円で、1360円の方がというご意見がありました。いかがでしょうか。

委員 最初に料金の説明をしていただいて、わかってなかったところ、計算方式を認識して、意見として私は前は②-2と言っていました。①-3かな、と思ったところ。今議論となっています。51 m³から1000 m³のところの部分、ほかの自治体(料金)と改定率を鑑みて、そこを厚くしているという説明がありました。それだけで説明がつくのか、私は①-3のように50 m³を一つの境にして差額を8円と10円の二つに分けた方が説明がしやすいと思いました。

会長 8円、10円を基本にして、途中を変えてみると？

委員 いえ、このままで。①-4よりは、12円、11円、10円と説明ができればいいと思うのですが、他の自治体との比較だけで向かわれるとどうかと思ったものからです。

会長 10ページの増加率でいうと、①-3と①-4で、100㎡以上250㎡のところから6%台に（改定率が）落ちていきますね。5000㎡以上も6%だと（5000㎡では）一番高くなりますね、年間95万7千円増加ですね。事務局としては、その辺の金額が大きすぎるということで（従量料金の単価を）下げられたのですか？（①-3と①-4との5000㎡での）年間10万円の差額を上の方に割振ったと。

委員 最初の（基本料金の）40%近い増加率を下げてくださいだったので、もう少しという気もするのですが、一般会計からの繰入があり、苦しい財政状況もよくわかっているんで、配慮していただいていると思います。

会長 委員、いかがですか、4案でみると。

副会長 ②-2と②-3ですかね、一番少ない使用量のところで見ると、金額的には少ないですけど、増加率は約26%。増加率が少し大きいかなと。

会長 比較すれば①-3とか①-4の方が。

副会長 ①の方が良いかと思いますが、そうすると大口の負担が大きい。一般家庭ということになってくるともう少し配慮してもいいかと思いますが。

委員 1000㎡くらいになると、（11ページの）棒グラフでは鳥取、米子、境港に比べると低い。大口の方に申し訳ないですが、他市と比べたらこのくらいは、という話もあるかなと。ミドルのところ負担をしてもらうか、大口に負担してもらうかという話になると思いますけれども。

会長 これまでの意見はどちらかというところ個人に対するところで話を進めてきました。おっしゃるように500㎡以上はほぼ横並び、1000㎡とか2000㎡はまだ低いと、倉吉は。

委員 そうですね。周辺の町に比べると当然高いですけども。

会長 先ほどの事務局の説明によると、500㎡の件数は少なかったですね。

課長 使用量500㎡代は7件くらいです。500～1000㎡は22件、1000㎡以上も22件です。

委員 50件くらいのところはどう配慮するか。

委員 50件くらいで金額ベースでパーセンテージわかりますか？

委員 50㎡までの人約90%を大事に考えるか、大口の方を大事に考えるかということですね、結局は。

課長 前々回の資料で、500㎡以上使用者で件数的には全体の0.2%なんですけど、料金は2割くらい負担していただいている形になっています。

委員 もととの単価が、当然流量が多くなると、上がっていつてるので当然なのかもしれませんが、増加率だけみると、一応、統一で上げるという考え方もあると

いう立場に立つと、量が多い方が、①-3にしても①-4にしても（増加率は）低くなって、5000 m³以上が増加率としては一番小さい。もともと単価が高いので同じ金額だけ上げられても率は下がるので。

委員 増加率が抑えてあると。

委員 私は、②よりも①かなという思いはあるんですが、パーセンテージを考えると。値上げ自体の幅は抑えたとはいえ、結構大きいので、一番数の多い小口の利用者に配慮すべきかなと思うので、①の方がいいと思います。

委員 ①-4くらいが良いかな、と思っています。

委員 ただ、このグラフの50 m³から100 m³までをみると、50 m³も増えているのですが、100 m³がどの案でも、北栄町を除き、高いわけです。ここを一番厚くする案①-4になるので、なかなか説明がつけづらい部分があるという気がします。

委員 老人の一人暮らしなどを考えると、（基本料金の）安い方、①-3か4ですかね。

会長 そうなると②案は相対的に高いと、そうなると①-3か4。みなさんのご意見を頂戴したところですが、これまでの意見をあえてまとめさせていただくと、案①-3か①-4というご意見が強いように思います。ひとつづつ絞らせてもらってよろしいですか。それでは、案②-2と3は、今回は対象外にして、①-3と①-4に絞らせていただきます。よろしいですか。

各委員 （異議なし）

会長 あとは個人を考慮するのか、法人（大口）を考慮するのかですね。

委員 負担案を提示することはできるでしょうか。

会長 できれば、この場で決めていただいて、それで微修正があればこの場で修正すべきではないかと、みなさんにご意見を頂戴し、ご意見が一緒になればもう一度修正して（審議会に）かけていただくと。特に大きな異論がなければこの二つのうちで決めさせていただいて、答申するという手続きになるかと思います。

課長 前回平成19年の時の審議会は4回開催していますが、なにか揉めたのですか。集落排水も統合することもあり、公共を中心に考えていますが、それぞれちがう（料金）体系を合わせる作業もありました。

委員 料金体系も統合したのですか。

課長 そうです。

委員 他の市町と比べると、5000 m³の他の都市としてはどんなものでしょうか。これ（グラフ）は2000 m³までしか出てませんが。

委員 いいですか？戸数からいえば、10%未満になる100 m³から5000 m³使用している、いわゆる大口ですが、その金額はどれくらいになっているのですか。500 m³以上で約20%と言われましたが、100 m³以上でどれくらいになるのでしょうか？

事務局 33%です。

会長 この、（増加率）7%、6%というのは消費税部分も含んでいますからね。それでいうと①-4は5000 m³以上は優遇されています。年間10万円違いますから。

1000 m³で年間差額 3000 円ですか、500 m³も年間 3000 円。

委員 今委員さんが言われましたが、50 m³のところは、上がる率がここだけ、説明がつかないのはおかしい、私もここが気になります。大口が少なくなるので①-4は基本的には賛成なのですが、7 ページ差額（改定額）のところは（11～20 m³）8 円、（21～50 m³）8 円、と、きて（51 m³～100 m³）12 円と、ここだけ一気に上がるのですよね。50 m³までは同じですが、51 m³からのところ①-3 と①-4 の増加率の割合が違ってきます。ここの説明を、と先ほど言われたと思うのですが、大口が少し①-3 よりも低く抑えるためだと思うのですが、それでは説明が弱いような気がします。

会長 5000 m³以上のところが 2 円落ちてますから、その分しわ寄せがきている。

委員 なぜここにきたのか。先ほどの話で、どういう業者さんが該当するかとあったときに、介護の方々などがここに入るとなると。

会長 前回出たのは、51 m³以上を一律 10 円の案だったですね。それを 5000 m³までを一律で 10 円で扱うのは（どうか）、他に考えはないかと。

委員 大口を低くするのは賛成ですが、そこでいきなり上がったことがね。

会長 それで 12 円、11 円、10 円と差をつけて、最後に大口を少し優遇したと。

委員 なぜここだけが上がるのかということですが。

会長 上の 3 つを比べると①-4 の方は、（増加率が）7.8%、7.1%、6.6%、6.3%ときてますよね。10 円のべたばりの方は、7.3%から一度に 6%に落ちてしまうので、この①-4 の方の試算は、上に比べればバランスを考えたのだと思います。

委員 （バランスを）考えたのはわかるのですが、なぜここが上がるのかというのが。考えておられるのはよくわかります。大口の負担を考慮したということが（資料に）書いてありますので、そのこともよくわかります。

会長 事務局からご説明はありますか？

事務局 ①-3 で 8 円、8 円、50 m³以上は 10 円一律とさせていただいていましたが、（前回の審議会）で会長さんの方から一律ではない案も、とご指摘がありましたので、大口のところの単価を下げて、そのしわ寄せで 50 m³のところが増えたというところなんです。

委員 全体の金額からバランスをとったら、ということですか。

事務局 11 から 50 m³のところは、他の 4 町と比べて、既に単価が高いので、次の（ランクの）51 m³からを上げたということです。

委員 50 m³から 100 m³のところというのは、安く抑えられているから、今回は載せたという、説明としては。元々の料金がここは抑えられていたので、今回上げる時に厚めにあげたというのであれば、わかりますが。

事務局 前回の 6 ページのグラフですと、10 m³から 50 m³までが高く、50 m³以上が使用料が少なくなっているという状況で、10 m³から 50 m³を抑えて、50 m³以上を上げさせていただいていたのですが、50 m³以上の一律単価はどうかとご指摘があ

りましたので。

委員 　ただ、1000 m³以上はもともと安いのですよね。他市と比べると安い、町よりは高い。

会長 　委員、今の説明でよろしいでしょうか？

委員 　単純に、同じ8円、8円ではなくて、変わるの私も賛成でした。それが12円、11円、10円になったのが、例えば11円で3か所（ランク）でよかったのに、理由は何か聞いたかっただけなので、他と比べて、元々が低かったんで、この部分を上げました、ということであれば、それも有りかなと思います。

会長 　①-3と①-4をみると、①-4の方が妥当性が高いということよろしいですか。

委員 　今のご説明をいただいたら。

委員 　1000 m³上は、どちらと比べるかで変わってくるんですね、市なのか町なのか。1000 m³も市と比べると安いのですよね。こういうふうに上げます、となった時になぜこの傾斜なのかとか、なぜここを厚くして、ここは低く抑えたかと聞かれたときに、答えられないと、私たちが答申する以上、共有しておかなくてはならないのではないかと思います。では、県内の4市とだいたい肩を並べる料金にしましょうという思いであれば、51 m³以上は安いし、1000 m³以上安い料金設定なので、どちらかを抑えるとなると辻褄が合わないかと。近隣三町とあわせるとなると51 m³以上も高いんですね、1000 m³以上も高い。だから難しいという気がします。

会長 　各基準が市によってそれぞれ違ってきますからね、考え方が。ある程度バラつきが出てざるを得ないでしょうね。

部長 　話が逸れるかもしれませんが、中部は、流域負担金がそれぞれ同額の単価で振り分けられています。東西部はそういうシステムではなく独自でやっておられます。今後、負担金が上がってくれば、当然1市4町も上げざるを得ないようになり、それを4市で比較することはできないという、その辺りがあります。

会長 　過去の積み重ねもあるのでしょうね。

委員 　今までの分が流域負担金の増加も今までの値上げに含まれているので、完全にこの金額の比較だけでは難しいと。

部長 　他市と比較するとシステムが違いますので、かかった経費をどこまでみているかというのがありますので。

副会長 　県内一律というわけにはいかないのですね。やり方がね。

会長 　いろいろご意見を頂戴しましたが、もう一度案をつくるのではなく、今出ている案①-3か①-4の中でどちらかに絞り込ませていただけたらと思いますが、よろしでしょうか。

各委員 　（異議なし）

会長 　異論がないようですが、採決というわけにもいきませんでしょうから、最終的

にもう一度皆様のご意見を頂戴すれば、あえて選ぶとしたら。それぞれ出たご意見がご尤もであり、どちらをとというのも難しいと思いますが、これまでの流れからすると企業よりはどちらかという個人、住民に重きを置くべきじゃないかと、あとは負担の公平性と、いわゆるバランスの問題、そういったことを噛み合わせて総合判断せざるを得ないとなると思います。

私が只今承ったご意見をあえてどちらが多いかという、①-4の方が多いのではないかと考えていますが、いかがですか。私個人としても①-4の方がベターかな、と。2つに絞ったところでは。

いかがですか、よろしいですか。ご異論も出ないようですから、①-4でまとめさせていただくということで、かまいませんか？

副会長 あとはきちんと説明ができるように。

会長 議論の内容は、議事録として公に出るのでしょうか？

課長 市のホームページの方に終わってから掲載する予定です。

会長 審議会の中ではいろいろ議論があったと、皆様ご承知になりたいと思えばなれる訳ですね？いろいろな意見があったけれども、最終的に、総意としては①-4に決まる、というような形にとらせてもらってよろしいでしょうか。

会長 それでは、本日第3回審議会で、今回の下水道使用料改定につきましては、案①-4に決めさせていただきます。そして審議会の答申は、これに沿って作らせていただくことで決定しますので、ご了解いただきますようお願いします。

それでは、①-4で今後の進め方について、課長、ここで決まったら、答申はどうなるのですか。

課長 一部空欄のところもありますが、答申案を作っておりますので、お配りします。

会長 それは、従来の形式を踏襲して？

課長 前回の分を参考にしながら、今回はこれまでいただいたご意見も取り入れて作ったものです。

会長 皆様に目を通していただく時間を5分ほど取らせていただきます。

会長 答申案2ページの単価表の下に、浴場汚水、温泉汚水があるが、これについてはこれまで討議していなかったようですが。

課長 浴場とは公衆浴場ですが、今該当がない、対象になっていないです。

事務局 浴場汚水は、(現行)55円に(平均改定率)8.2%をかけて59円、温泉汚水は116円に8.2%をかけて125円です。

委員 8.2%とは？

課長 平均改定率です。

委員 全体の改定率にあわせてものですか。改定率が7.27%と7.76%とありますが？

事務局 円未満を切り捨ててしまうので、逆算すると7.27%、7.76%になります。

課長 55円に改定率をかけて円未満を切り捨てますので、そうすると結果的には

右の改定率の数字になります。

会長 それでこの改定率になる、4円何十銭とじゃなくて。

委員 温泉汚水とは温泉汚水を下水道に？洗い物だけではなく、浴槽の温泉水を下水道にですか。

課長 はい。

会長 現在倉吉市は該当はないわけですか。

事務局 浴場汚水は該当がなく、温泉（汚水）は関金にあります。

委員 関金地区は料金を取って（下水に）入れているということですか。

事務局 はい。

会長 改定率が決まれば、自動的にこちらは決まるということですか。

事務局 平均改定率をかけさせてもらってました。

会長 これまでもずっと？

事務局 はい。

課長 前回第2回資料7ページの改定案の表の下の方に、「浴場汚水」「温泉排水」を出させていただいてはいましたが。平均改定率が8.2%となれば、それに合わせて（改定）させていただきたいと思います。

副会長 （前回審議会で）浴場がないという説明がありましたね。

会長 わかりました。みなさんには、只今の答申の案についてご質問、ご意見等がございませうでしょうか。

委員 改定期間は4年間とありますが、料金改定は4年ごとなんですか。附帯意見ですが、我々が4年間ということで決めるということ？

課長 たとえば3年後に見直した方がよければ3年になります。

委員 今の4年自体は、支出の見込みも4年間で計算したし、4年間はこれでいくということですね。

部長 流域の負担金は、これから3年間は上げない、と結論が出ていますので影響はないですが、4年後はまた改定になる可能性があります。

委員 そういった意味もあって、4年間がベストなんですかね。

会長 その後に、「長期間見直しが行われないことがないよう特別な理由がないかぎり4年毎に見直しを実施」。これまで12年間放っておいたことは、もうやめてくださいとということ、そこを強くですね。3ページ(3)徴収率の向上、これは大切なことだと思います。本文の方に入れてもらいたいくらいです。ご質問、ご意見ありませんか。基本的にこれでかまいませんか、よろしいですね？

各委員 （異議なし）

会長 これで微修正等ありますか。

課長 今、特にご意見がなかったようですが、この答申案について気が付かれた点がありましたら、1月15日までに事務局に連絡をお願いします。何もなければ、この内容を元に会長さんと協議をさせていただくという形をとりたいと思いま

す。

会長 基本方針は移さずに、細かな語句の修正とか、そういうことですね。事務局の案としまして、1月15日までに何かご意見がありましたらお申し出いただき、（ご意見が）なければこの答申の案で答申させていただいて、細かな語句の訂正がある場合には 私と事務局の方で手直しをさせていただくということによろしいでしょうか。ということは、4回目の審議会は必要ないということですね。

事務局 はい。

4 閉会

会長 皆様大変お忙しい中を長時間お集まりいただきまして、皆様のおかげで、只今の案で決定させていただきました。答申案につきましても、お手元にお配りした案でもって了解ということで、これで審議会の役目はすべて終わったようです。以降は皆様にお集まりいただく機会はなく、あとは私が答申案を市長に手渡す、という手順でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

会長 事務局の方から何かありますか？

事務局 特にありません。

会長 3回に渡り、下水道使用料審議会、長時間にわたりご意見を賜りまして、厚くお礼申し上げます。これでもって解散ということで取り扱わせていただきます。ありがとうございました。